

〈立法紹介〉

フランス「消費者の権利・保護・情報を強化する法律」(1)

窪 幸治*

要 旨 フランス政府は、経済活動の持続的な発展を確保するためには、世帯消費が堅実であることが必要との認識の下、消費内容の変化に法を適合させることを目指し、「消費者の権利・保護・情報を強化する法律」案を2011年6月1日に国民議会に提出した。同法案はDGCCRFの受け付けた苦情や消費者団体及び事業者への聴取の分析を受けて起草されており、その点で消費者視点に立ったものである。

2章11カ条に25の措置が盛り込まれた法案は、内容面から3つに大別される。1つめに、日常生活に係る各分野につき消費者の権利等を明確化・拡充するもの、2つめに消費者の情報を強化すること、3つめにDGCCRFの権限強化などにより消費者の救済を容易にするものである。違う視点からは、消費者保護を持続的に前進させることに加え、共同体法との関係が問題となっていることが指摘できる。

なお同法案は、2011年末にかけて議会による討論、採択が目指されている。

本稿では、(1)で法案の内容の紹介、(2)以降で議会での審議内容、法律の内容、評価等を行う。

キーワード 消費者の権利、共同体法との調和、日常消費分野、地理的表示、DGCCRFの権限強化、濫用条項、裁判官の義務

I はじめに

フランスの消費者担当大臣、Frédéric Lefebvreは、「消費者の権利・保護・情報を強化する法律」案¹⁾を、2011年1月1日に閣議に提出、閣議決定を経て、同年6月1日国民議会に提出した。同法案は、競争・消費・不正抑止総局(DG-CRF)が2010年に受け付けた約92,253件の苦情と、消費者団体及び事業者に対して行われた聴取結果の分析を受けて起草された。この点で消費者の視点が入ったものといえる。

法案は25の消費者保護の措置²⁾を盛り込み、その方向性は既に政府が採っていた施策、消費者サービスについての競争の展開に関する2008年1月3日法律(Chatel法)、購買力に関する2008年2月法律、経済の現代化に関する2008年8月4日法律(LME)の延長線上にあるものとされる。

また影響評価書³⁾によると、消費者の権利に関するEU指令案の方向性にも沿うものでもある。

本稿では、法案の内容(本号)、議会の審議、法律の内容、評価等(次号以降)について取り上げていく。

2008年の第5共和国憲法改正により立法手続が変更され、本会議で議論されるのは政府提出法案ではなく、委員会による修正案となっており⁴⁾、議会による審議が待たれる。ただ、一方で消費者団体からも事業者側からも活発な議論を要望する声があり⁵⁾、9月のSénat議員選挙や2012年4月の大統領選挙の日程をにらみ、審議の終了は年末が予想される⁶⁾。

* 岩手県立大学総合政策学部 〒020-0193 岩手県滝沢村滝沢字巢子152-52

II 法案の内容

電気通信機器に代表される技術の発展、人口の高齢化などの影響による現代の消費スタイルの変容（電子取引、老人ホームの増加）に、法内容を合わせる必要性から、法案には2章11カ条に、25の消費者保護の措置が盛り込まれた⁷⁾。その内容は3つに分けることができる（なお、法案の章としては、「第1章 いくつかの日常消費分野における一層の消費者サービスの分野別競争を生み出すことを目指す措置」「第2章 良質の消費を促進し、消費者の情報及び保護を強化することを目指す措置」の2つとなっている）。

すなわち、日常生活分野において消費者保護の強化を図ること、消費者の情報を強化すること、消費者の権利の尊重を確保することである。改正対象は消費法典、商法典、郵便・電気通信法典、社会活動・家族法典などに及ぶ。

以下、その内容を見ていく。

1. 日常生活分野における消費者保護の強化

すべての世帯、特に低所得世帯に影響を与える不可欠の日常生活分野におけるサービス⁸⁾、例えば居住、保健、電気通信、エネルギー、主要な流通、健康保険等は、40年前にフランス人の世帯支出の13%程度でしかなかったものが、現在では33%を占め、労働者の余裕を制約しているとの指摘⁹⁾がなされる。そこで法案は、これらの分野での透明性の確保及び競争の強化と共に消費者の特性に合わせた一定の保護を目的とする措置を提示する。

(1) 電気通信分野（措置①～⑥、法案3・5条関係）

この分野は市場拡大の伸びが大きく、フランス人の世帯支出は、2010年には平均で月100€の支出となっている。また携帯電話をもち始める平均年齢である11歳以上の子どもがいる4人家族では、平均で月150€を支出している¹⁰⁾。他方で、自由な顧客は2007年に25%であったのに対して2010年始めには20%となり、加入者の8割の契約期間は、消費者サービスに対する競争の展開に

関する2008年1月3日法律、いわゆるChatel法が許容する最大限の24ヵ月となっており、より高い競争を促進する必要性が指摘されている¹¹⁾。

そこで、まず消費法典第1編第1章第11節において、「サービス提供者」を郵便・電気通信法典L.32条6項の意味で「電気通信提供者」に読み替えることを定め（消費法典L.121-83条修正）、契約に含める情報リストに消費法典L.121-84-7条を適用する。

具体的措置の主なものとして、消費者に契約締結3ヵ月後に携帯電話のロックを解除すること、端末のロック解除を行うことを希望する消費者の手続きを容易にするため支援ホットライン（固定番号、地理的限定・付加税なし、オンライン通話に対して待ち時間無料）のフリーダイヤルサービス（消費法典L.121-84-13条新設）、誘引のため合意なしでの電子通信サービスなどの提供（同L.121-84-6条に挿入）、事業者に対してインターネット上で通信契約の管理に不可欠な情報（料金表ほかサービスの一般条件等）及び、少なくとも年1回、より適した提供条件の通知や変更の申込み、解除（特に期限前）の場合の一括前払金の残額及び費用等の計算ツールの提供（同L.121-84-11条新設）を提案する。ただ契約期間の上限を下げるような規定は入っていないことから、競争力を増進するには不十分、との消費者団体からの指摘がある¹²⁾。

また消費者の「請求書のショック」を予防するため、アラート及び遮断の機能を組み込むこと（消費法典L.121-84-12条新設）—これは欧州規則に従うものである¹³⁾—や、広告における「無制限」「24時間中」の文言使用の制約、冒頭の無料期間を含む、電気通信の主契約に付随するサービス提供の有償での継続に関して文書や持続的媒体による明確な合意の保障（同L.121-84-14条に挿入）なども定められる。

さらに「デジタル格差」解消のため¹⁴⁾、低所得者の利用を拡大するため、最も安いインターネット・ブロードバンド接続の社会的料金¹⁵⁾創設のため事業者と合意すること（郵便・電気通信法典

L.33-9 条に挿入¹⁶⁾ や、耳・口の不自由な人に対して「音声なしの提供」(SMS/MMS¹⁷⁾ のみを保障することで、安価なインターネット接続を提供する(消費法典 L.121-84-6 条に挿入)。

(2) 不動産分野(⑦～⑩、2条関係)

貸家(家賃、貸与物の負担または返還)は、家計の24%に相当し、支出の第一位を占めている。法案は、消費者保護の強化及び借家人の購買力の確保を目的として、不動産市場の透明性と流動性を高めるための以下の措置を定める。

担保供与に関する規則を、賃貸借終了時に担保金を法定期間内に返還しなかった場合、貸主は未払金の遅延につき月10%相当額を加算すること(1989年6月6日n°89-462法律22条5項修正)で、社会保険と提携していない社会住宅の貸主を含めて、月額賃料1ヵ月分を上限とする2008年2月8日法律の改正¹⁸⁾の方向性と調和させる。

また、不動産仲介ネットワークの取引実務の透明性を促進するため、広告委託につきネットワーク関係者への委任契約の強制禁止や管理委託の更新の際に、任意での延長であることを担保するため、明示の合意を必要とすることが定められた(1970年1月2日n°70-9法律7条に挿入)。また黙示の更新条項は書かれなかったものとみなされる(同6条に挿入)。

他方、一定の貸主の濫用に対して消費者保護を強化するため、賃貸借契約に賃貸目的物の居住面¹⁹⁾を明確にする情報義務²⁰⁾を取り入れた2009年3月25日法律を、家具付きかどうかについても広げる。また実効性確保につき、一般法(詐欺又はフォート責任による処理)によるしかなかった²¹⁾ところ、場合によって賃料減額を認める特別のサンクションが提案された(上記1989年法律3条及び建築居住法典L.632-1条に挿入)²²⁾。

高齢者の居住サービスの関しては(4)参照。

(3) エネルギー分野(⑪～⑬、4条関係)

国際情勢、新興国の発展等によりエネルギー価格は構造的に不安定であり、消費者への影響が大

きいものである。法案は複数の措置により、より良く制御された消費をもたらすため、電力又は天然ガスの使用契約に関する情報の取扱いを強化する。

まず、消費者がより適合した契約を選択できるようにするための措置が用意される。これまでも消費者は、公権力が配置する比較表により複数の供給者の条件を比較可能であった²³⁾が、使用タイプ選択に当たっては、専門的な知識が必要であることから、個別の料金に関する助言が利用できるようにすること(消費法典L.121-88条に挿入)が提案される。

他方、消費者の苦情の源は、非常に高い(ように見える)計算書を受け取ることであり、「請求書のショック」を防ぐ以下の措置が提案される(消費法典L.121-91-1条新設)。電力市場の新編成に関する2010年12月7日n°2010-1488法律により導入された、計算書の作成のための検針記録の消費者への通知²⁴⁾が、費用の受け取りなしでなされること(消費法典L.121-91条修正)、消費の重大な変遷にあって、請求があれば無償でデータ提供すること(同L.121-91-1条新設)、供給者が計算書の数値が異常であることを確認した場合、消費者への通知、消費者による通知があった場合にはデータの検査を行い、検査がなされるまでの間、計算書の支払期間は延期される²⁵⁾が、消費者が検査を妨げた場合、支払期間は延長されないことが定められる。

消費者団体からは、個別の助言に関しては、実効性について疑問が呈されるも、異常請求の場合の支払停止や、事業者の検査に係る規定には賛意が述べられている²⁶⁾。

(4) 保健・介護分野(⑭～⑰、2・6条関係)

医療器具に関するオンライン販売につき、共同体法との調和、近年取扱いが急増した個人の医療保険市場(2009年で約100億€)²⁷⁾の活性化、老人ホームなど高齢者の居住サービスの適正化を目的とする措置の提案がなされる。

オンライン販売に関して定められた消費法典

L.121-20条の撤回権を、カスタマイズされる医療器具（公衆衛生法典L.5211-1条）に拡張することが提案される（消費者法典L.121-20-2条の除外規定を修正。ただし、対象はデクレにより定められる）。そして、特にコンタクト・レンズのオンライン販売に関しては、眼鏡店との情報のやり取り、相談を可能にすること、初回時には処方箋の通知を要すること（公衆衛生法典L.4361-9-1条新設）、違反時の罰則などが定められる（同L.4363-4条に挿入）。

これはフランス法につき、コンタクト・レンズのオンライン販売の可能性及び規制の不明瞭さを理由として欧州委員会により着手された違反手続（2005/5070）と、コンタクト・レンズのオンライン販売禁止が共同体法に違反することを確認した欧州司法裁判所2010年12月2日判決（C-108/09：Ker-OPTIKA 判決）に対応するものである。

次に、医療保険契約の解約告知の期間を2ヵ月から1ヵ月に縮減すること（保険法典L.113-2条修正）で競争を活性化しようとする。また解約権に関する説明義務を、任意の団体医療保険・共済²⁸⁾に拡大することが提案される（同L.113-15-1条修正、共済法典L.221-10-1条に挿入）。

最後に、高齢者の居住サービスにつき、適正化を図るための措置として、居住者死亡の場合、部屋の明渡し時以降の宿泊料を相続人に請求すること、一定期間又は終身として料金を一括前払させていたときの利用されていない分の金額につき返還、合理的理由のない原状回復を理由とする控除の禁止（社会活動・家族法典L.342-3条に挿入）、違反の場合の課徴金を定める（同L.313-1-3条、L.347-3条新設。自然人1500€、法人3000€以下）。

(5) 電子取引及び運送分野（⑱・㉑、8条関係）

電子的手段による取引、通信販売に不可欠の運送契約に関して、消費者保護を強化する。

まず消費者の撤回の場合に、30日の法定期間内に支払金の償還がなされなかった場合に、違約金の額を、十分に抑止的で償還を促すよう、現在の法定利率に代わって、有効な利率の2倍の利子

を生じるとする（消費法典L.121-2-1条）。契約前の情報強化については、消費者の権利に関するEU指令案²⁹⁾の方向性と軌を一にする。

運送分野では、運送人は往々にして、消費者が受取人である荷物の完全性を、消費者に確認する可能性を与えず、引渡し証書に向けられる明確な留保を欠く場合、救済を受けられないことが問題となる。

そこで、荷物の内部、外部の検査を請求する権利及び、消費者がこの検査をなすことができなかった場合に、運送業者に対して提訴する可能性を消費者に与え、運送業者によるこれら債務の不履行の場合、消費者は、異議を発するため、10日を享受すること（消費法典L.121-97条新設）、運送人が、売主の不履行の場合に、消費者に支払の訴えを提起することを禁ずること（運送業者の直接訴権の否定：商法典L.132-8条）を提案する。

(6) 主要流通分野（㉒、1条関係）

食品流通業界は、2008年において市場の67.3%を大型スーパーマーケットが占めており³⁰⁾、新規で他地区への出店は困難が伴う状況にあることを指摘する、独立商人の移動性の制限に関する競争当局の勧告（2010年12月7日意見）を活用し、流通ネットワークにおける提携及びフランチャイズに関して、商法典第3編第4章（L.340-1条～340-7条）の新設、内容として定義規定、必要な条項が定められた単一の文書による契約締結、期間制限（10年以下で競争当局のデクレにより定められる）、終了後の営業の自由を妨げる条項（他グループとの非提携又は非加盟条項等）の否定等が提案される。

この結果、中小の独立商店の経営者は、看板を取り替えやすくなり、特に地方部での競争が活発になることが期待されている³¹⁾。もっとも、提携とフランチャイズを同一視すること、独立商人の弱体化を招くことに対して事業者から厳しい批判がある³²⁾。

2. 消費者の情報を強化する

すべての事業者により提供され、消費者に提供される情報を整備、確保することで、競争を機能させることを目的とする。ここで採られる措置は、欧州の制度に適合する面が強い。

(1) 地理的表示 (⑳、7条関係)

共同体法の展開が予想される中、2011年3月23日、Yves Jégo下院議員とCaatherine Dumas上院議員(当時)による報告³³⁾が同時に国民議会及びSénatに提出され、議会の受託者は、ヨーロッパ制度及び加盟国に地域製品の、特に工業品について保護される地理的指示の範囲拡張による活用を促した。

地理的表示制度を、国内の非食品事業者の産地と不可分である製品(リモーニュの磁器等³⁴⁾)に広げることが提案する(消費法典L.115-1-1条挿入、知的財産法L.721-1条修正)。これにより不正競争に対する保護がなされ、消費者は製品のトレーサビリティ及び真正性に関して保証を与えることで、良質の消費の促進を確保し、地方の手工業を振興する。

これらの立法提案は、特に外務・欧州担当大臣の法的検討の対象であり、欧州委員会が当該領域における規則又は指令の提示をしない限り、フランスは完全に立法をなしうると考えられている³⁵⁾。

(2) 電子取引分野 (㉑、8条関係)

電子メールを用いて直接商業上のマーケティングの囲い込みを抑制するため(スパム対策として)、商人によるオンライン上での個人情報の取扱い規則を担保するため、課徴金(15,000€以下。罰金との調整有)を組み合わせる(郵便・電気通信法典L.34-5条修正)を提案する。なお、電子取引に個人情報の通信は不可欠であり、個人情報保護の強化が必要である。この点につき次項3(1)参照。

そして、オンライン買主の契約前の情報を強化し、職業人に複数の契約において、適合性保証や

撤回権の存在、場合によってその不存在又は制限等の重要記載を示すことを義務付け、他方で職業人に、インターネットサイト上から、又は、その他の通信媒体上で、契約情報にアクセス可能にすることも提案された(消費法典L.121-18条に挿入)。

(3) 適合保証に関する情報 (9条関係)

消費者は通常、消費法典L.211-4条による適合保証、民法典1641条による隠れたる瑕疵の担保責任についてあまり知っておらず、商品の不適合につき取引上の保証の範囲でのみ責任を追及する傾向にあることが指摘されている³⁶⁾。

そこで、商品売主又はサービス供給者が適合保証につき情報提供すること(消費法典L.113-3条修正)、売買契約の一般条件に情報を入れること(同L.121-1条に挿入)等が提案される。

(4) 高速道路関係 (㉒、9条関係)

高速道路料金に関する情報は、料金所で掲示することが定められている(1976年6月8日n°76-68/P)が、各料金所から想定しうる経路の数は今や非常に増大し、料金所の段階及び券面上に、これら経路に対応するすべての料金を読解可能な方法で掲示するのは容易ではなく、もはや高速道路網の現実に適合していない。

そこで、安全面からも、高速料金に関する情報の様式を決定することで、高速道路料金の分野に関する透明性及び消費者の情報を強化を図る(消費法典L.113-3条に挿入)。具体的には、国立消費委員会の意見聴取後、消費者担当大臣及び国道担当大臣の共同アレテにより定められる。

(5) 欺罔的な不告知に関する規定整備 (9条)

消費者同様、事業者の取引安全の最大化のため、既に国内判例によって展開された、欺罔的な取引実務の評価を「in concreto(具体的に)」規定化すること、消費者に対する企業の不誠実な取引実務に関する2005年5月11日欧州議会と委員会の2005/29/CE指令7-3条の用語を導入することが

提案される。

法案は、不告知、広告における消費者に対する重要情報の隠匿又は不適応な提示から、欺罔的な実務の存在を特徴付けるため、使用された通信手段の特性（時間及び場所の制約）を考慮する必要性を明確にするとともに、他の手段同様に職業人による情報提供を定める（消費法典 L.121-1 条に挿入）。

3. 消費者の権利の尊重を確保する

DGCCRF 担当官の活動手段を現代化することで、消費者の権利の尊重を確保すると同時に、法的安全及び法の読解可能性を欲する企業の懸念に配慮しようとする。

(1) DGCCRFの権限強化

法案は、DGCCRF 担当官の権限につき、物又はサービスに関する情報義務、価格の広告規則の不遵守、統制される売買取引（特売、投売り、露天売買）に関する違法広告又は、さらには電子的方法による広告規則への違反の調査・確認に拡大する（消費法典 L.141-1 条修正及び挿入）。そして違反があった場合、刑事罰に代わり、課徴金を創設すること（同 L.111-3-1 条、L.113-3-1 条、L.132-1-1 条新設、L.121-15 条、L.121-15-3 条修正）を提案する。また課徴金手続に関しては、対審手続の下、課徴金を宣告し、当局自体で徴収する権限を認める。

さらに、特に、消費者の個人情報保護のため、DGCCRF と全国情報・自由委員会（CNIL）の間の協力は強化が図られ、一方で CCRF 当局に、情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日 n° 78-17 法律の違反及び侵害の確認権限を、他方で CNIL が適切なサンクションをなすよう、通告しうることも提案された³⁷⁾。これらの措置は、公財政の負担を増加させないものである。

(2) 裁判官の義務（10条関係）

濫用条項に対する消費者保護を確保することに

関連して、裁判官の責任を高め、また違法・濫用条項の削除の訴えを改善することを提案する。

法案は、これまで一般に消費法典の規定を訴訟当事者の主張なくして検討することは裁判官の権能（消費法典 L.141-4 条）として認められてきたところ、新しい共同体判例（CJCE 4 juin 2009, aff. C-243/08 : PANNON 判決³⁸⁾）に従い、濫用条項に関しては、裁判官が職権で、審理から濫用的性質が判明した条項の適用を排除することを義務化すること（同 L.132-1 条に挿入）を提案する。すなわち、公序と同様に扱うこととなる。

また法案は、認証消費者団体と DGCCRF に認められた違法・濫用条項削除の訴えの範囲を拡張する（消費法典 L.421-2 条及び L.421-6 条に挿入）。その訴権が認められる結果、消費者契約において濫用条項の存在を確認する司法判決は、同様の契約全体に対して遡及して効果を生じうる（法案 10 条 IX³⁹⁾）。同訴権については今後、デクレにより専属管轄（TGI 及び TI）が定められる（消費法典 L.132-1-1 条新設）。他方で、またもや Action de groupe（クラスアクション）導入は見送られた⁴⁰⁾⁴¹⁾。この点は、消費者団体からの批判も大きく、議会の審議動向に関心が寄せられるところである⁴²⁾。

さらに、電子取引分野につき CCRF 当局に、(レフェレを含め)裁判官に付託する権利を認めることで、公衆へのオンライン通信の内容により引き起こされる損害の予防、又は、差止等を裁判官が命じうると提案する（消費法典 L.141-1 条修正）。この措置は、現在議論中の「消費者の権利に関する指令」案⁴³⁾と方向性が一致する⁴⁴⁾。

(3) 電子通貨（11条関係）

信用制度に関連付けられる現行金融制度は、電子通貨の展開に適合していないとされる（実際、フランスで、電子通貨の発行及び管理活動に関する認可を受けた会社は 4 つしかない）。オンライン取引の進展にとって重要な高性能の電子通貨のツールを開発し、支払制度の現代化を図ると同時に、この新しい道具の安全性、すなわち顧客の受

け取る資産の保護又は電子通貨の償還方式に関する保証が重要となる。

そこで政府に、オルドナンスによる 2009/110/CE 指令の転換をなす資格を認めることが提案される(法案 11 条)。

4. その他 一 適用範囲

法案の措置は、本国領土同様、海外県においても適用されうる。多くの提案が、消費法典第 1 編の規定を補完するものであるが、現行規定は海外団体に適用がなく、海外地方団体の編入規定を定めることには批判がある。ただこの点は、今後の消費法典本体の改正作業で取り扱われるようである。

また、条文規定のほとんどは、法律審議の時点から効力が生じるが、一部で適用範囲を詳述するため、適用条文を必要とし、いくつかの規定は経過期間が定められる。

5. 小 括

「Timide (つつしまやか)」とも評される⁴⁵⁾ ように、全体的に小振りな立法提案がなされている。それは政府の法案理由書によれば、立法目的のひとつの柱が日常生活面における消費者の期待に答え、経済を支える世帯消費を堅実にするというものであるからである。そして起草作業においては、消費者から DGCCRF に寄せられた苦情の分析の結果が影響を与えており、「革新的」(経済財政産業省)と主張するが、この点には既に消費者団体等からの異論も出ている⁴⁶⁾。

内容面では、消費者の権利及び救済方法の強化に関しては、既になされた現代化の方向の延長線上であると同時に、共同体法との調和という側面が強い。2008 年の「消費者の権利指令」案の内容に沿った提案(通信販売等に係る情報義務)や、濫用条項の排除につき裁判官の義務とされたことは欧州司法裁判所の判例への対応である。他方で、地理的表示制度に関しては、共同体法の採択を後押しする意欲的な面も指摘できる。

本法案の行方であるが、クラスアクション導入

を筆頭に、消費者及び事業者の側から異論が出されており、議会での相当の修正が見込まれるところである。

【付】

25 の措置 (○付数字は経済・財政・産業省の文書による)

・日常生活の主要部門における消費者保護の強化 (電気通信)

- ①「消費者に、3 カ月後に携帯電話のロックを解除することを認めること、及び、少なくとも事業者に対して合意なしで変更の申し出を課すること」
- ②「請求書のショックを予防するため、アラート及び遮断の仕組みを入れること、及び、消費の概況に関して消費者に個別の助言を強化すること」
- ③「事業者に対し、〈24 時間〉〈無制限〉の申し出に関する明確な制約を提示し、契約において解除理由のリストを示させること」
- ④「消費者に対し、情報及び加入管理のカスタマイズ空間、解除の場合の支払金額の計算ツールを確保すること」
- ⑤「最も質素な家庭に対して、インターネットの社会的料金を創設すること」
- ⑥「聴覚にハンディキャップを負う人に対し、変更の申し出をすること」

(不動産)

- ⑦「賃借人のため、貸借された面積を誤る又は不足している場合に、賃料の減額を可能とすること」
- ⑧「社会的住宅に関して、保証金預託を 1 ヶ月分に上限を定めること」
- ⑨「法定期間内の、賃借人の保証金預託の非償還にサンクションを課すこと」
- ⑩「黙示の委任契約の更新を終了し、代理店にネットワークへの従属関係を言及することを課すこと」

(エネルギー)

- ⑪「計算書作成を可能とする自動検針の無償化す

ること」

⑫「事業者に対し、契約締結時及び消費の重要な変遷の場合に、無償で個別の料金相談を提供することを課すこと」

⑬「異常な請求書の検査及び一時停止の手続を置くこと」

(保健・介護)

⑭「撤回権を享受し、コンタクト・レンズのオンライン販売を枠づけることで、保健製品のインターネット販売における、消費者の信頼を増加させること」

⑮「健康保険契約を解約するための告知期間を削減すること、及び、消費者に解約権につきよりよく伝えること」

⑯「高齢者及びハンディキャップを抱える人の居住支援サービスの分野において、価格の展開規則を遵守しないことにサンクションを課すこと」

⑰「老人ホーム分野において：居住者の死亡後、宿泊給付の請求書作成を禁止すること」

(電子取引)

⑱「消費者のため、縮減の場合に払い込まれた金額の償還期間の不遵守への違約金を2倍にすること」

⑲「スパムに対して戦うこと、及び、インターネット上の買主の個人情報の保護を強化すること」

⑳「消費者のために、引き渡された物の状態を検査する可能性を強化すること、及び、売主による運送人の支払いがない場合に、消費者を保護すること」

(主要な配給)

㉑「消費者のため、看板の間の競争を強化すること」

・消費者の情報を強化すること

㉒「非食料品の地理的産地を保護することで、良質の消費を促すこと」

㉓「高速道路網に関する、消費者の料金情報の方法を改善すること」

・消費法の遵守を確保すること

㉔「濫用条項に対して消費者をより良く保護する

こと」

㉕「DGCCRFの活動方式を強化し、現代化すること」

【注】

- 1) 経過、内容につき Exposé des Motifs (以下、「法案理由書」という。http://www.legifrance.gouv.fr/html/actualite/actualite_legislative/exp_%20consommateurs.html) を参照
- 2) 措置の内容につき、経済・財政・産業省のサイト参照 (http://www.economie.gouv.fr/economie/renforcer-droits-protection-et-linformation-des-consommateurs)
- 3) Etude d'impact., 1er juin 2011.
- 4) 勝山教子「欧州統合と加盟国フランスの議会強化」ワールド・ワイド・ビジネス・レビュー 10巻 89頁、鈴木尊紘「【フランス】第5共和国憲法の改正」外国の立法 2008年10月号
- 5) Laurence Girard et Isabelle Rey-Lefebvre, De timides avances pour les consommateurs., Le Monde., 3 juin 2011.
- 6) 前注参照
- 7) 措置の内容につき、経済・財政・産業省のサイト参照 (http://www.economie.gouv.fr/economie/renforcer-droits-protection-et-linformation-des-consommateurs)
- 8) Insee (国立統計経済研究所) では、「予め組み込まれた」支出と言われる (前記中 (5) 参照)。
- 9) 前記注 (5) 参照
- 10) 携帯電話の経済予報 (フランス電気通信連盟) による数字 (前記注 (5) 参照)
- 11) 前記注 (3) 参照
- 12) 前記注 (5) 参照
- 13) 単独のサービスに関するヨーロッパ規則 n° 544/2009 により創設されたものである。
- 14) X.Delpech, Vers un nouveau renforcement des droits des consommateurs., D.2011.1549.
- 15) 既に携帯電話に関しては現郵便電気通信法典 L.33-9 条に規定されており、実際に RSA (積極的連帯所得) 受給者向けの社会的料金の設定 (2社)、ロゴマークが存在し、また 2011年3月7日には政府と事業者の円卓会議が開催され、9社で創設が合意された (消費担当大臣の声明：経済・財政・産業省の HP : http://www.economie.gouv.fr/le-tarif-social-mobile)。
- 16) 前記注 (5) 参照
- 17) SMS : ショートメッセージサービス、MMS : マルチメディアメッセージサービス
- 18) 購入力に関する 2008年2月8日法律 10条により、担保金額の上限が2ヵ月から1ヵ月に変更されている。
- 19) 建築・居住法典 R.111-2 条参照
- 20) 建築・居住法典 R.111-2 条の参照が指示される。
- 21) ただし共有持分の取得に係る売買証書において居住面に関する不正確または誤った記載があった場合には、

- 今回導入が提案された特別のサンクションが存在した。
- 22) a) 売買証書が、面積を記載していない場合：買主は、売買の履行を証明する公正証書から起算して、1年間に売買無効を請求することができる。
 b) 売買契約書が、面積の記載をしたが、それが不正確である場合：
 一証書において示された面積が、物件の面積を超過する場合、売主は何ら価格の補充を請求できない。；
 一証書に示された面積が、物件の面積より少ないのが5%以下である場合、買主は何ら提訴できない。；
 一証書に示された面積が、物件の面積より少ないのが5%以上である場合、買主は売主に、相違に比例した価格の減少を請求することができる。
- 23) 前記注 (5) 参照
- 24) 電力市場の新編成に関する 2010 年 12 月 7 日 n° 2010-1488 法律により修正された消費法典 L.121-91 条
- 25) 計算書が実測又は概算の消費高による場合、配給網の管理者による検査がなされるが、費用は計算書に記載された量が正確と確認された場合には請求した消費者が負う。
- 26) 前記注 (5) 参照
- 27) 前記注 (3) 参照
- 28) 社会保障法典 L.911-1 条又は保険法典 L.144-1 条に定められた団体保険等以外に関する。
- 29) 右近潤一「ヨーロッパ私法の新たな動向」京都学園法学 2009 年第 1 号 57 頁以下、同「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案 (試訳)」同 2・3 号 171 頁以下参照
- 30) 前記注 (3) によれば、6 大グループ (Auchan、Carrefour、Casino、E.Lecrec、ITM Entreprises、Systeme U) による市場占有率が高く、2009 年第 1 半期で 84.9% である。
- 31) 前記注 (3) 参照
- 32) Stéphane Lauer, Les grands distributeurs protestant contre les propositions de M. Lefevre. *Le Monde*, 3 juin 2011.
- 33) Yves Jégo 報告
<http://www.assemblee-nationale.fr/13/propositions/pion3255.asp> 及び Catherine Dumas 報告
<http://www.senat.fr/leg/ppr10-362.html>
- 34) そのほかベリーの磁器、オピュソンのタピスリー、ピレネーのスレート、ヴァラブレグの籠編、ローマンの靴等が例示される (前記注 (3) 参照)。
- 35) 前記注 (3) 参照
- 36) 前記注 (1) 参照
- 37) 2011 年 1 月 6 日、既に DGCCRF と CNIL の間で、e-コンシューマーの個人情報保護のため、それぞれ他方の権限に係る個人情報に関する不正行為等を確認した際は、当該情報を通知する旨を定める共同文書が締結されている (Rép. Min. n° 99314, JOAN 24 mai 2011., D.2011., p 1548)
- 38) Ghislain Poissonnier, La CJCE franchit une nouvelle étape vers une réelle protection du consommateur., D.2009. n° 34., p.2312.
- 39) 判例の現状では、破毀院 (2005 年 2 月 1 日判決) は、異議を申し立てられた条項又は契約がもはや消費者に提示されていないとき、又は、提訴時に履行中の契約に関して、消費者団体により導かれた濫用条項の削除訴訟は対象の存在しないものとして評価されるが、濫用条項に関する 93/13/CE 共同体指令は、既に締結された契約をカバーする。
- 40) 前記注 (14) 参照
- 41) これまでの経緯につき、山本和彦・荻野奈緒「4 フランスにおける集团的消費者被害回復制度」(財)比較法研究センター『アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける集团的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』所収を参照。
- 42) 前記注 (5) 参照
- 43) 前記注 (29) 参照
- 44) 「消費者の権利に関する指令」案は、通信及び営業所外で締結された契約のみに調整された範囲に限定され、欧州議会法務委員会に 2011 年 1 月 20 日、IMCO (国内市場・消費者保護) 委員会に 2 月 1 日に付託、3 月 24 日の総会審議で検討されたが、立法方針につき結論を出せず、委員会の方針にその立場を合わせようとしている (前記注 (3) 参照)。
- 45) 前記注 (5) 参照
- 46) フランス電気通信利用者連盟 (Afutt) の Jaque Pomonti、は、新しい積極的連帯当局 (ANSA) と検討した内容が反映されなかったことに遺憾を表明する：「われわれは、財政能力が、インターネット接続に対して月 10€ に制約される人の数を 800 万と見積もった」(前記注 (5) 参照)。

(2011 年 6 月 30 日原稿提出)

(2011 年 8 月 1 日受理)